

主任技術者及び監理技術者の専任について

平成28年6月1日の建設業法施行令の一部改正により、専任の主任技術者及び監理技術者（以下「配置技術者」という。）を必要とする建設工事の請負代金額が引き上げられます。

これに伴い、平成28年5月31日までに契約している工事のうち、請負代金額が2,500万円以上3,500万円未満（ただし建築一式工事の場合は5,000万円以上7,000万円未満）の工事については、平成28年6月1日以降、「専任」の配置技術者を「非専任」とすることが可能になります。

受注者の意向により、配置技術者を「非専任」とする場合は、改めて配置技術者を「非専任」とする旨、書面により提出するようお願いします。

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局

技術調査課 技術基準班

TEL：073（441）3083

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事年度及び工事番号	平成〇〇年度 道改交金 第〇〇号		
工 事 名	国道〇〇号道路改良工事		
<p>(内容)</p> <p style="margin-left: 40px;">主任技術者(監理技術者)の専任について</p> <p style="margin-left: 40px;">建設業法施行令の一部改正により平成28年6月1日から、専任の主任技術者(監理技術者)を必要とする工事の請負代金額が引き上げとなったため、「専任」としていた主任技術者(監理技術者)を「非専任」としたいので、下記のとおり通知します。</p> <p style="margin-left: 40px;">旧 (専 任) 主任技術者 〇〇 〇〇</p> <p style="margin-left: 40px;">新 (非専任) 主任技術者 〇〇 〇〇</p> <p style="margin-left: 40px;">添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <div style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他()</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
	請 負 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <div style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他()</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	

班長(課長)	主任	主 査	監 督 員

現場代理人	主任技術者

和歌山県知事 様

請負人 住所
氏名

印

現場代理人等通知書

工事年度及び工事番号 平成〇〇年度 道改交金 第〇〇号

工 事 名 国道〇〇号道路改良工事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで建設工事請負契約を締結した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて建設工事請負契約書第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

区 分	氏 名
現場代理人	□□ □□
[]主任技術者	〇〇 〇〇
[]監理技術者	
専門技術者	

備考

- 1 該当する技術者以外については、抹消すること。
- 2 建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合は、主任技術者でなく監理技術者とする。
- 3 特定工事を自ら施工するときは、専門技術者を選任すること。
- 4 []の部分には、建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合に「専任」の字句を記入する。
ただし、当該工事が同法第 26 条第 4 項の工事にも該当する場合には、[]の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

配置技術者を「非専任」とする場合は、「専任」を削除する。